

認知症対応型共同生活介護

事業ごとの留意事項について

目次

- 1 ケアマネジメントプロセスとサービス提供の流れ
- 2 留意事項・指導事例
- 3 まとめ

(1) 流れ (認知症対応型共同生活介護計画)

認知症対応型共同生活介護計画の作成

相談受付(インターク)及び契約

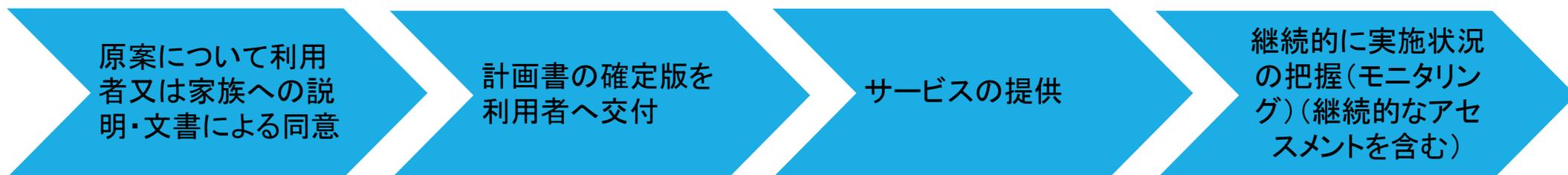
利用者の心身の状況について課題分析(アセスメント)

認知症対応型共同生活介護計画の原案を作成

- 他の介護従業者と協議の上作成

(1) 流れ (認知症対応型共同生活介護計画)

認知症対応型共同生活介護計画の作成



(2) 留意事項

- 共通(令和3年度制度改正から)

(2) 留意事項 (・共通)

①職場におけるハラスメント(セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント)防止 (令和3年度改正)

【必要な措置】(特に留意する内容)

- 方針の明確化、従業者への周知・啓発
- 相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談に対応する担当者、相談対応窓口をあらかじめ定め、周知など)

(2) 留意事項 (・共通)

②「業務継続計画」の策定等について(令和3年度、令和6年度改正)
経過措置が終了。

また、「業務継続計画未策定減算」が新設(所定単位数－3／100)

※令和7年3月31日までは経過措置として、

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」及び

「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合には、

当該減算は適用しない。

(ただし、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成する。)

(2) 留意事項 (・共通)

②「業務継続計画」の策定等について(令和3年度、令和6年度改正)

【業務継続計画】

- 感染症や災害が発生した場合に、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、継続的なサービス実施と、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

【必要な措置】

- 業務継続計画の策定、従業者への計画の周知
- 研修及び訓練（シミュレーション）の実施*
- 業務継続計画の見直し、必要に応じて適宜変更すること。

*
【認知症対応型共同生活介護】
年2回以上

(2) 留意事項 (・共通)

③ 衛生管理等「感染症対策」について (令和3年度、令和6年度改正) 経過措置が終了。

【必要な措置】

- 感染対策委員会※の設置、実施
 - ※感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
 - ※定期的(おおむね6月に1回以上)
- 感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
 - ※研修及び訓練は、定期的 * に実施

*
【認知症対応型共同生活介護】
年2回以上

(2) 留意事項 (・共通)

④ 認知症介護基礎研修の受講 (令和3年度改正)

経過措置が終了。

【必要な措置】

- 医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる。

義務付けの対象とならない者

- 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修等の修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等。

(2) 留意事項 (・共通)

⑤「虐待の防止」について(令和3年度、令和6年度改正)

経過措置が終了。また、「高齢者虐待防止未実施減算」が新設(所定単位数-1/100)

※減算は、次の必要な措置を講じていない場合

【必要な措置】

- 虐待防止検討委員会の設置、定期的な実施
※開催結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る。
- 虐待の防止のための指針の策定
- 虐待の防止のための従業者に対する研修*
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

*
【認知症対応型共同生活介護】
年2回以上

2 留意事項・指導事例

(1) 人員基準

(2) 運営基準

(3) 基本報酬と加算・減算

2 留意事項・指導事例

(1) 人員基準

管理者の人員配置

2 留意事項・指導事例（(1) 人員基準）

・管理者の人員配置

- 常勤の管理者を置く。事業所の管理業務に支障がないときは兼務が可能。

○管理者の業務に支障があると考えられる場合の例示

・訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼
する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場
を除く。）

・事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所
又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合

2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

○管理者の兼務について(続き)

- ・他の職種との兼務が認められている場合でも、あくまでも「管理上支障がない場合」や「利用者の処遇に支障がない場合」にのみ適用されることに留意してください。
- ・職員配置や職務分担について、法人内でも十分に検討し、適切な事業所運営を行ってください。

2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

○管理者

- ユニットごとに、常勤で、原則として専従。
- 複数のユニットがある事業所では、それぞれのユニットの管理上支障がない場合、複数のユニットの管理者として兼務可能。
- 次の場合で管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼務可能
 - ① 当該共同生活住居の他の職務に従事する場合
 - ② 他の事業所の職務に従事する場合

2 留意事項・指導事例（（1）人員基準）

○介護従業者

- ・ユニットごとに配置する介護従業者のうち1人以上は、常勤
- ・時間帯に応じた人員の確保が必要
- 【日中の勤務帯（夜間及び深夜の時間帯以外）】
常勤換算方法で利用者と介護従業者との比率は3:1以上
- 【夜間及び深夜の時間帯】
ユニットごとに1人以上（宿直勤務を除く。）



【留意する点】

- ・介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮してください。

2 留意事項・指導事例（（1）人員基準）



＜例外＞【夜間及び深夜の時間帯】

3ユニットの事業所

次を全て満たす場合

- 全てのユニットが同一の階において隣接している。
 - 介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である。
 - 事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められる。
- 夜間及び深夜の時間帯に事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜勤を行わせるために必要な数以上とすることができる。

留意する点（3ユニット2人夜勤体制に係る要件）

- この場合には、利用者のケアの質や職員の負担にも配慮してください。
- なお、事業所の判断により、人員配置基準を満たす2名以上の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能です。

2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

○計画作成担当者

- 事業所ごとに1名以上配置。
- 原則として専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事可能。
- 介護支援専門員であること。1を超えて配置する場合は、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員でなければならない。



<例外>介護支援専門員を置かなくてもよい場合

- 併設する(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることが可能であり、次を満たす場合
 - 連携を図ることにより、事業所の効果的な運営を期待することができる。
 - 利用者の処遇に支障がない。
 - 連携する介護支援専門員が、計画作成担当者(介護支援専門員ではない)の業務を監督する。

2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

・勤務表について(1/3)

利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、
事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければなりません。

【不適切な事例】

- 勤務表を4週で作成している場合
⇒月ごとの日数で作成してください。
- 複数の職種を兼務する職員について、職種ごとの配置が曖昧である場合
⇒職種ごとの勤務時間を明確にして作成してください。

2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

・勤務表について(2/3)

【勤務表作成時の留意事項】

- 月ごと(月初から月末まで)の勤務表を作成する。
- 従業者の日々の勤務時間を明確にする。
- 常勤、非常勤を区別する。
- それぞれの職種の配置を明確にする。※それぞれの勤務時間を明確にする。
- 兼務関係を明確にする。職種ごとの勤務時間を明確にする。

2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

- ・勤務表について(3/3)

留意事項のとおり作成の上、勤務実績を適切に把握してください。

- ・参考様式 記載例抜粋

厚労省『「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて』参考様式抜粋

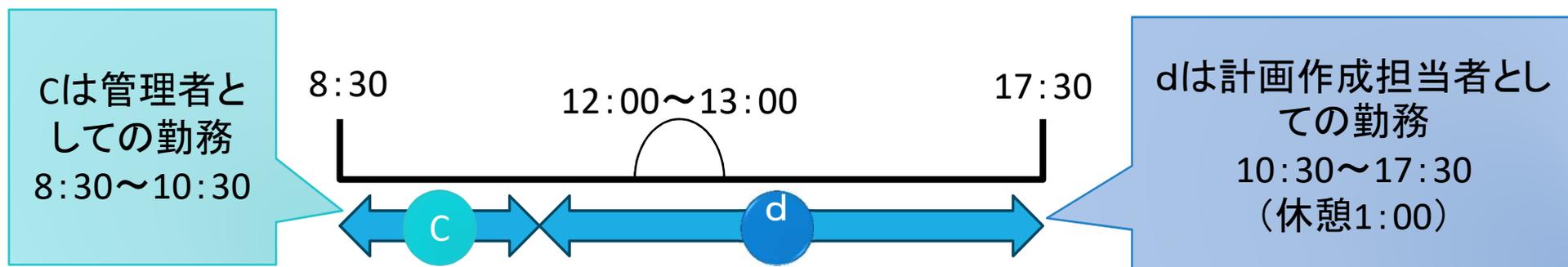
2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

・兼務の場合

兼務の場合は、その配置を明確にする。

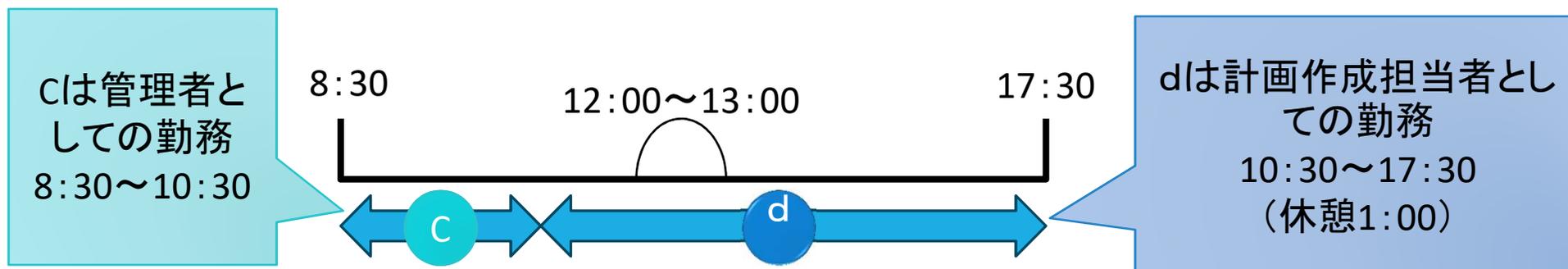
例

常勤の勤務時間 8:30~17:30まで勤務している、
管理者と計画作成担当者兼務の「〇〇 A男」の場合



2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

・兼務の場合



No	(6) 職種	(7) 勤務形態	(8) 資格	(9) 氏名	日中/夜間及び深夜の区分	1		
						1	2	3
						木	金	土
1	管理者	B	認知症対応型サービス事業管理者研修修了	〇〇 A男	シフト記号	c	c	c
					日中の勤務時間数	2	2	2
					夜間・深夜の勤務時間数	-	-	-
2	計画作成担当者	B	介護支援専門員	〇〇 A男	シフト記号	d	d	d
					日中の勤務時間数	6	6	6
					夜間・深夜の勤務時間数	-	-	-

2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

・令和6年度制度改定による変更の留意事項

・協力医療機関等

・協力医療機関との連携体制の構築

・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

・掲示物について

・管理者の責務

・「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催」

2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

- 看取り介護加算
- 身体拘束廃止未実施減算
- 3ユニット2人夜勤体制による減算

2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

・看取り介護加算

＜施設基準＞

① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

② 医師、看護職員（事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。以下同じ。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行うこと。

③ 看取りに関する職員研修を行っていること。

体制の確保

① 指針の整備

利用者又は家族への説明と同意

② 指針の見直し

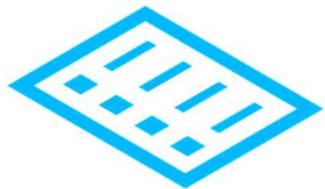
③ 研修の実施



2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

・看取り介護加算

・看取りに関する指針に盛り込むべき項目



イ 当該事業所の看取りに関する考え方

ロ 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方

ハ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）

ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法

ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式

ト 家族等への心理的支援に関する考え方

チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的対応の方法

2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

・看取り介護加算

<利用者>

算定される利用者

- ① 診断されていること。
- ② 計画の説明と同意
- ③ 利用者の状態・家族の求め等に応じた随時の介護についての説明と同意



① 医師が一般に認めている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

② 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画に同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。

③ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

2 留意事項・指導事例（(3)基本報酬と加算・減算）

・身体拘束廃止未実施減算

身体拘束未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する

✓身体拘束等を行う場合の記録を行わなかった場合

✓次の基準を満たさない場合

基準（講ずべき措置）

- 身体的拘束等のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

・3ユニット2人夜勤体制による減算

3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しているため速やかな応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとることを要し、例外的に夜勤2人以上の配置でよいこととし、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差引いて得た単位数を算定する。

2 留意事項・指導事例（(3)基本報酬と加算・減算）

・サービス提供体制強化加算

事業所において、基準に適合していることを確認した記録を整備して、実地指導の際に確認できるようにしてください。

2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

・令和6年度制度改定による変更の留意事項

・身体拘束廃止未実施減算(短期利用のみ新設)

・高齢者虐待防止措置未実施減算(新設)

・業務継続計画未策定減算(新設)

・夜間支援体制加算について(留意事項通知改正)

・協力医療機関連携加算(新設)

・医療連携体制加算(改正)

2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

・令和6年度制度改定による変更の留意事項

・退居時情報提供加算(新設)

・認知症チームケア推進加算(新設)

・口腔・栄養スクリーニング加算(通知改正)

・高齢者施設等感染対策向上加算(新設)

・新興感染症等施設療養費(新設)

・生産性向上推進体制加算(新設)

・介護職員処遇改善加算(改正)

3 まとめ

(1) 問合せ

(2) 自己点検について

3 まとめ

(1) 問合せ

- 指定、届け出について 介護保険課介護保険係
- 指導監査について 元気長寿課指導監査係

3 まとめ

(2) 自己点検について

運営基準等について、事業者として、法令を熟読し、適正な運営を行ってください。

また、自主点検表については次のとおりです。各事業所にて、自己点検を行ってください。

- 認知症対応型共同生活介護

令和6年度報酬改定を反映したものを公開しています。

介護保険事業所指導・監査関係資料(自主点検表)／藤岡市
(city.fujioka.gunma.jp)